

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書

長崎市は九州の西部、長崎県の南部に位置し、古くから、その地理的な利点と豊かな海と港を生かして海外の国々と交流を行い、独自の発展を遂げてきました。近年、人口減少が著しく進展しており、生産年齢人口の減少や高齢化の進展に伴い、労働力の不足、地域経済の縮小などの課題を抱えています。

本市は、造船、水産、観光を基幹産業としており、地域産業の活性化を図っていくためには、物流の効率化や交流人口の拡大を図るための道路整備が極めて重要であります。また、都市部に比べ道路整備が遅れている本市にとって、人口減少と少子高齢化の急速な進展に対応し、活力ある地域づくりを推進する地方創生及び災害時における国民の生命・生活を守る国土強靱化を実現するためには、幹線道路の整備が必要不可欠であり、さらには高度経済成長期に整備した構造物の老朽化対策も喫緊の課題となっています。

このため、国におかれては、本市におけるこれらの状況を十分考慮していただき、計画的かつ着実な道路整備の推進並びに道路インフラの老朽化対策のために必要な予算を当初予算はもとより補正予算についても十分に確保するよう強く要望いたします。

こうした中、現在の道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、補助率等のかさ上げがなされていますが、この特別措置は、平成29年度末までの時限措置となっています。しかしながら、依然として都市部と地方部の地域間格差がある中で、この特別措置が廃止されると、地方の財政は圧迫され事業費が大幅に減少するため、道路整備が遅れ地域間格差がさらに拡大することになります。

よって、国におかれては、道路整備事業に必要な予算確保にあわせて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に大きく寄与する高規格幹線道路の新設事業や安全安心な暮らしにつながる修繕事業などにも特別措置を拡充するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成29年9月25日

長 崎 市 議 会